

# 平戸市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R6年度	27,908	27,099,224	131,224	3,797,004	14.0	14.1

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

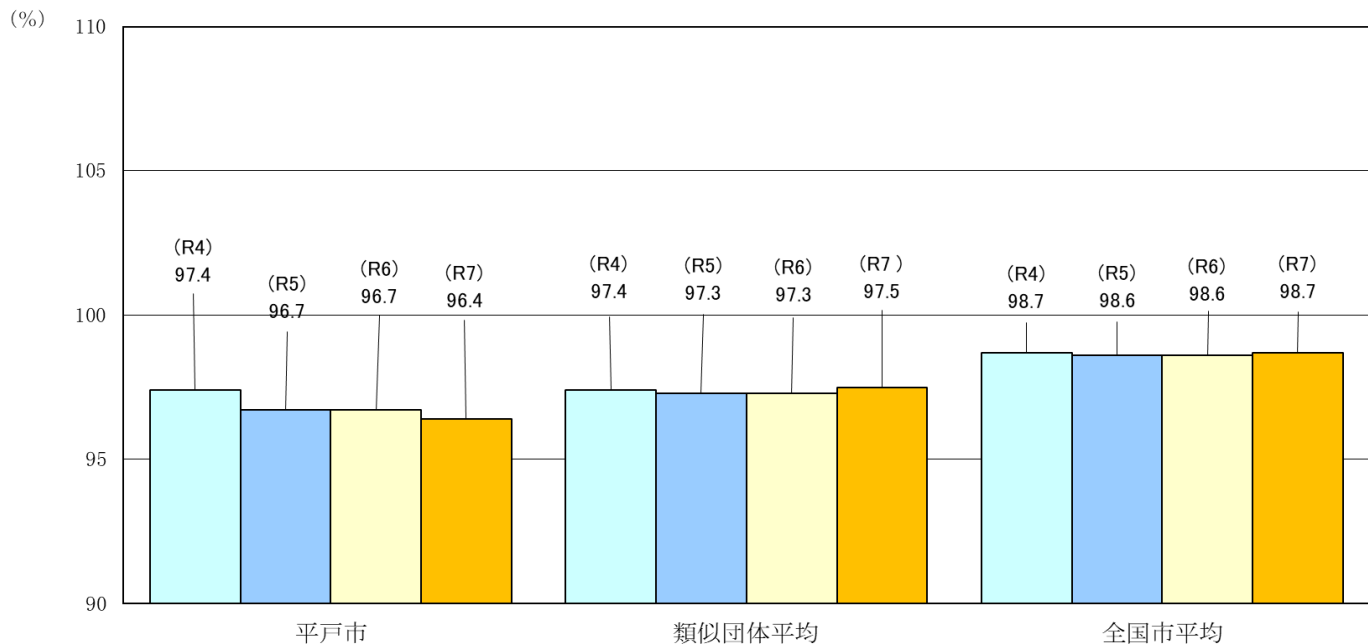
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R6年度	380	1,462,255	269,366	602,787	2,334,408	6,143	6,123

(注)1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当の支給割合)により算出)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

**【概要】**国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

#### ① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

[給料表の改定実施時期]令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

#### ② その他の見直しについて

扶養手当、通勤手当、管理職特別勤務手当及び地域手当について、国と同様の見直しを実施(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平 戸 市	43.5 歳	328,600 円	369,017 円	355,469 円
長 崎 県	42.7 歳	326,774 円	397,226 円	358,466 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

#### ②技能労務職

区分	公 務 員				民 間		参 考 A/B		
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似 職種		平均年齢	平均給与月額 (B)
平戸市	51.6 歳	2 人	346,500 円	388,000 円	368,700 円	—	—	—	—
うち用務員	49.7 歳	1 人	342,300 円	391,000 円	386,800 円	用務員	51.1 歳	225,200 円	1.7
うち調理員	53.5 歳	1 人	350,600 円	384,900 円	350,600 円	調理員	47.4 歳	220,100 円	1.7
長崎県	58.4 歳	108 人	329,535 円	366,597 円	345,354 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
平 戸 市	—	—	—
うち学校用務員	6,490,600 円	3,285,300 円	2.0
うち給食調理員	6,389,340 円	2,929,300 円	2.2

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和4年～令和6年の3か年平均)

※技能労務職等の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平 戸 市	37.7 歳	302,100 円	372,958 円	332,770 円
類似団体	38.4 歳	313,151 円	380,615 円	341,760 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	学 歴	平 戸 市	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	183,600 円	185,400 円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

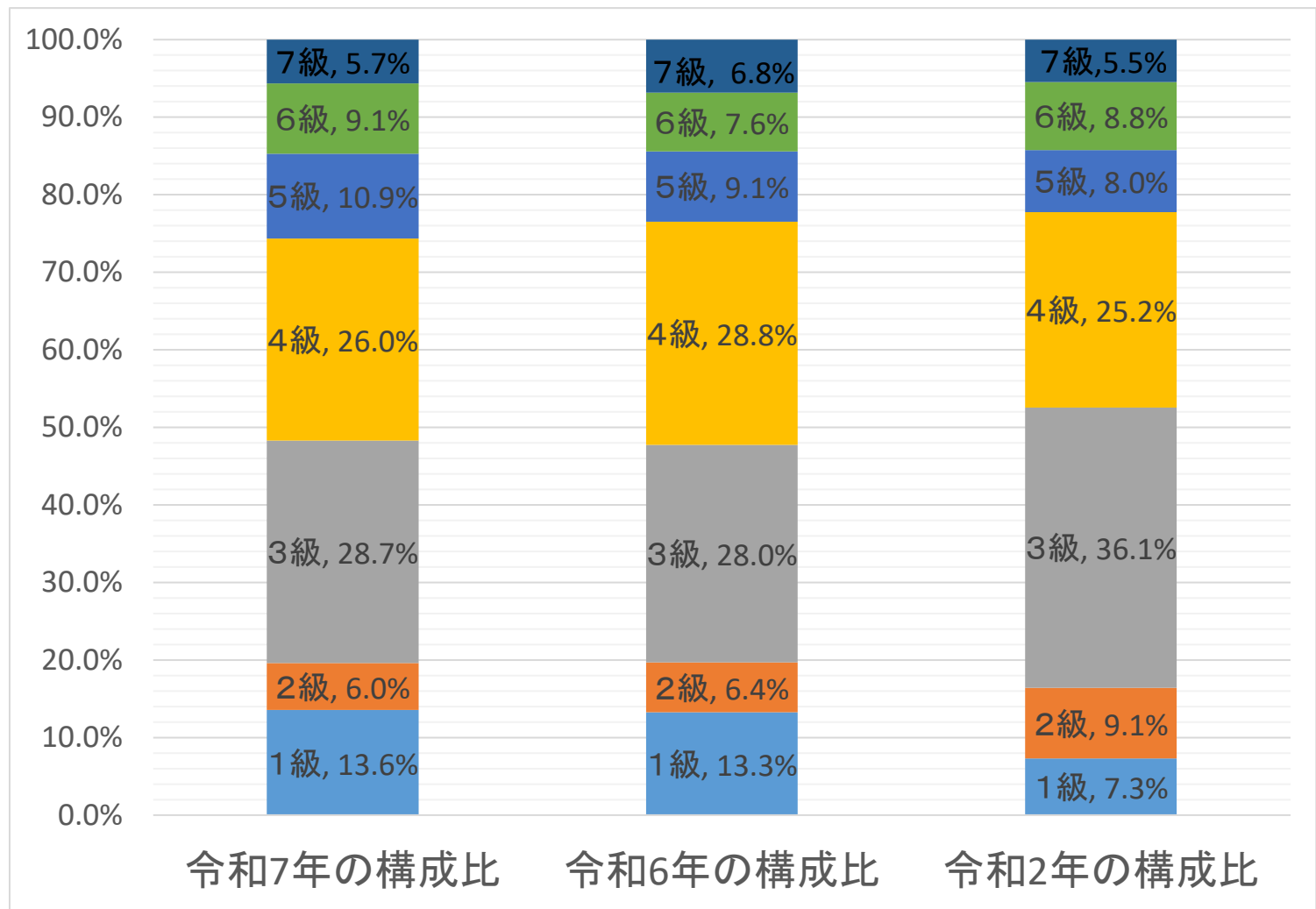
区 分	学 歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,667 円	351,033 円	369,860 円	400,600 円
	高 校 卒	250,900 円	307,800 円	351,900 円	354,700 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

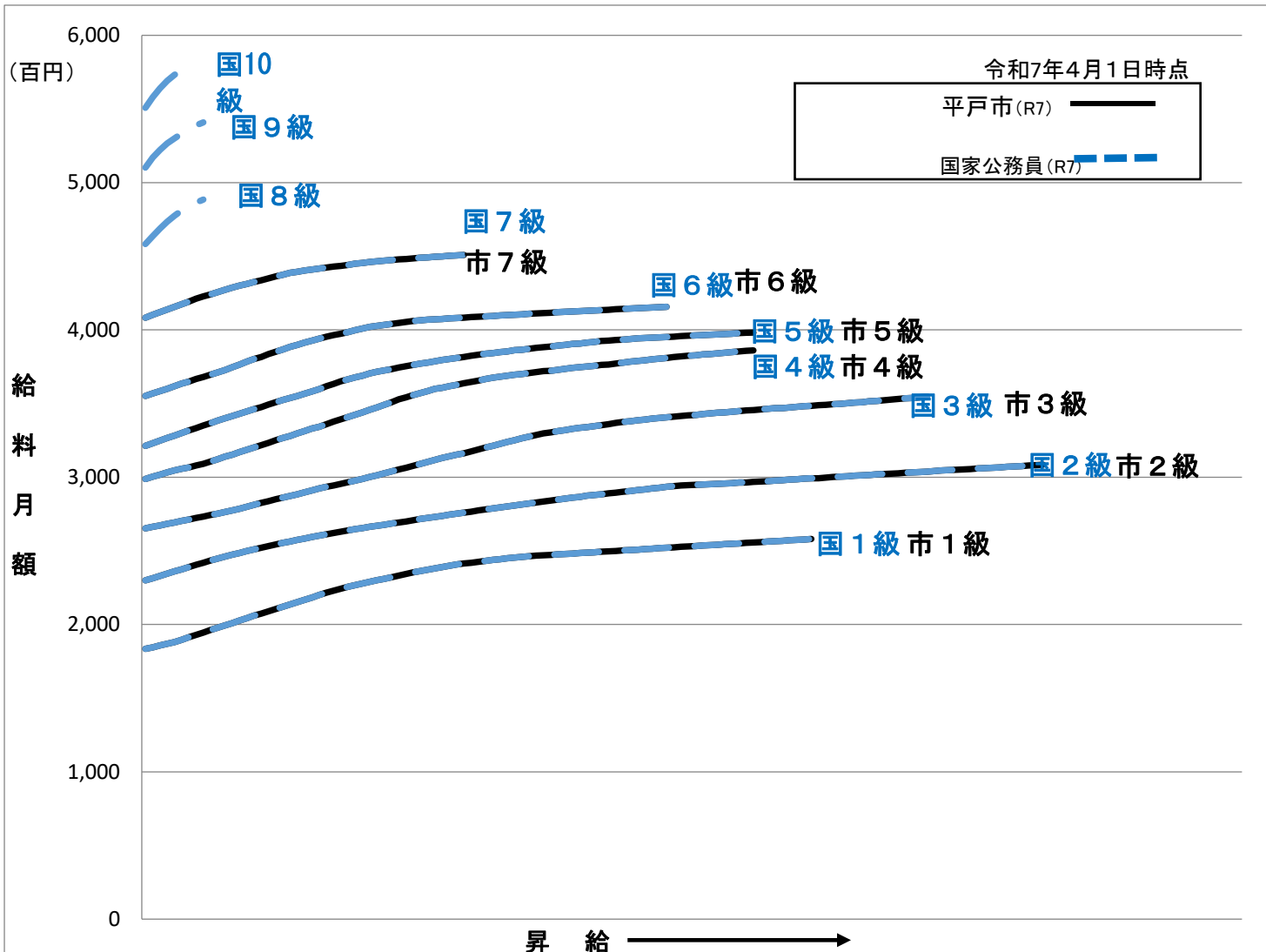
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	36人	13.6%	183,500円	258,100円
2 級	主事・技師	16人	6.0%	230,000円	308,500円
3 級	主任主事・主任技師	76人	28.7%	265,300円	354,700円
4 級	班長・係長	69人	26.0%	298,800円	386,100円
5 級	参事	29人	10.9%	321,300円	398,200円
6 級	課長・参事監・次長・会計管理者	24人	9.1%	355,200円	415,700円
7 級	部長・理事・支所長	15人	5.7%	408,300円	450,900円

- (注) 1 平戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 再任用(短時間)を含みません。



(注) 平成18年4月1日付で8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合) 平戸市では、令和2年4月1日付で7級制に移行しました。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(平戸市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

平戸市		長崎県		国	
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,620 千円		1人当たり平均支給額(R6年度) 1,712 千円		—	
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.4 )月分 ( 1.000 )月分		(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.4 )月分 ( 1.000 )月分		(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.4 )月分 ( 1.000 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職員)(平戸市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

平 戸 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
退職時特別昇給	なし				
1人当たり平均支給額	6,155 千円	17,662 千円			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		169 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		85 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
長崎市	2 %	2 人	2 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		2,181 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		50,526 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R6年度決算)		7.8 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	税務事務に従事する職員	税務職員	月額 6,000円
	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事する職員	行旅病人の収容 行旅死亡人の取扱	1日1件につき 1,500円 1日1件につき 4,000円
	福祉事務従事職員のうち現業査察又は医療事務に従事する職員	現業査察又は医療事務	月額 7,600円
	汚物処理作業に従事する職員	汚物処理	勤務1回につき 300円
	火葬に従事する職員	火葬業務	月額 4,000円
危険業務手当	感染症防疫作業又は細菌検査等に従事する職員	感染症防疫作業又は細菌検査等	勤務1日につき 300円以内
	放射線(エックス線)作業に従事した職員	放射線(エックス線)作業	勤務1日につき 230円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	59,699 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	170,083 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 11,500円	同		千円	円
	その他 一人につき 6,500円				
	満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算 5,000円				
住居手当	家賃を支払っている職員(月額16,000円を超えるもの)	同		千円	円
	家賃27,000円以下 家賃-16,000円				
	家賃27,000円以上61,000円未満 家賃-27,000円)×1/2+11,000円 ※最高限度額 28,000円				
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額:150,000円	同		千円	円
	自動車等交通用具利用者 2,000円~38,700円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 職責に応じて定額	—	国は俸給の特別調整額として支給	千円	円
単身赴任手当	30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上の場合加算額(8,000円~70,000円)	同		千円	円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難である者 850,000円以内 ※離島診療所に勤務する医師 270,000円以内を加算	—	—	千円	円
休日勤務手当	勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数	同		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間 勤務する職員に支給 勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数	同		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 医師 22,500円	同		千円	円
	その他職員 4,700円				
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急・その他の公務の運営の必要により、休日等に出勤した場合 1回につき6,000円を超えない範囲	同		千円	円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市区町村長	809,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	664,000	円	985,000 円/	391,500 円
報 酬	議長	415,000	円	545,000 円/	230,000 円
	副議長	347,000	円	475,000 円/	200,000 円
	議員	326,000	円	442,000 円/	180,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(R6年度支給割合)			
	副市長	3.45	月分		
退 職 手 当	議長	(R6年度支給割合)			
	副議長	3.45	月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×600/100		19,416 千円	(在任期間毎)
	教育長	給料月額×在職年数×360/100		9,561 千円	(在任期間毎)
	備考	給料月額×在職年数×250/100		4,455 千円	(在任期間毎)

(注) 1 給与及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

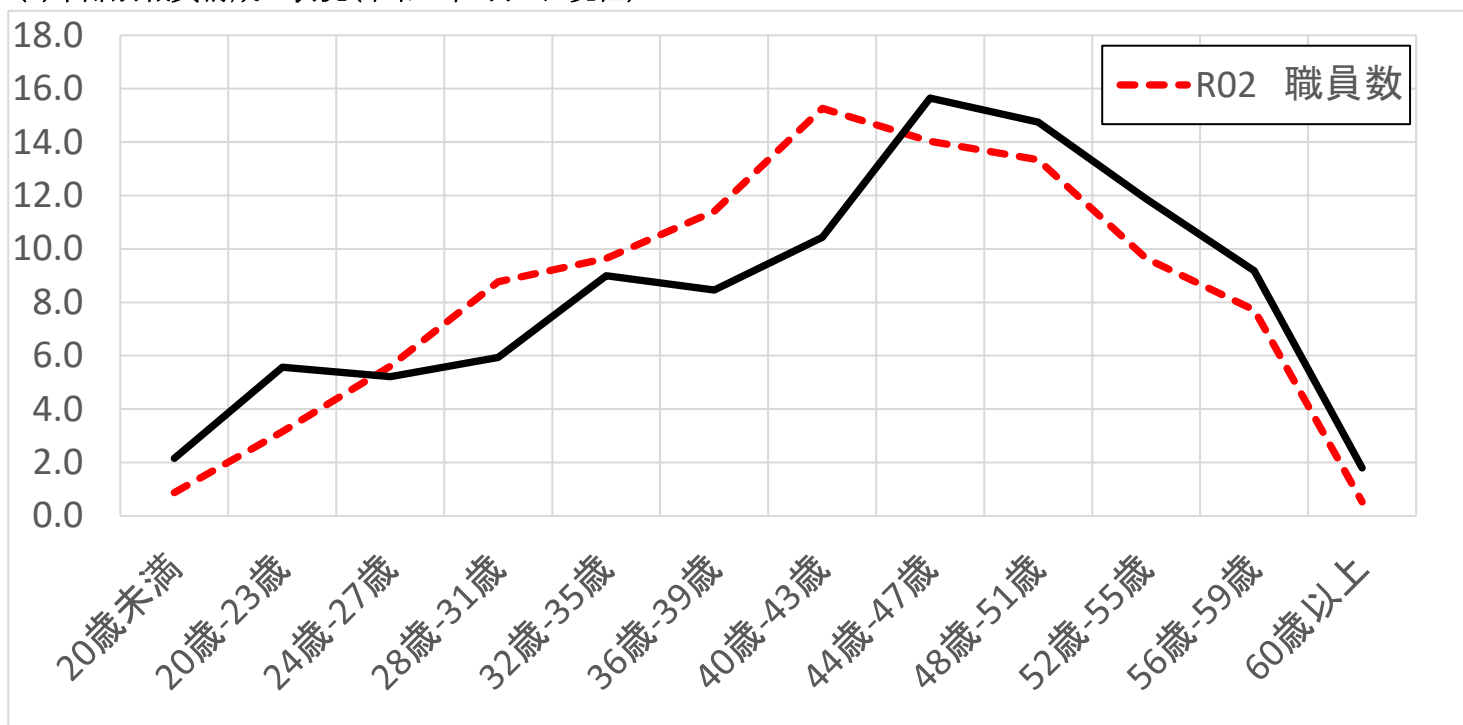
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	林業技師の採用による増 人員調整による減  社会福祉士の採用による増 政策推進のための増
		総務	78	78	0	
		税務	16	16	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	40	42	2	
		商工	16	15	▲1	
		土木	31	31	0	
		民生	38	39	1	
		衛生	24	26	2	
	計	248	252	4	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.03 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.62 人)	
教育部門	45	45	0			
消防部門	78	83	5	退職補充に伴う増		
小 計	371	380	9	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.62 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 11.07 人)		
公 営 企 業 会 計 等 部 門	病院	128	125	▲3	退職に伴う減	
	水道	17	15	▲2	退職に伴う減	
	交通	11	10	▲1	退職に伴う減	
	下水道	0	0	0		
	その他	26	26	0		
	小 計	182	176	▲6		
合 計	553	556	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 19.9 人		
	[729]		[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計
職員数	12人	31人	29人	33人	50人	47人	58人	87人	82人	66人	51人	10人	556人

(3)職員数の推移

部門	R3	R4	R5	R6	R7	過去5年間の増減数(率)
一般行政	325	323	322	322	327	2 (0.6%)
現業部門	3	3	2	2	2	▲1 (▲33.3%)
消防職	79	78	74	78	83	4 (5.1%)
公営企業等会計	151	152	153	151	144	▲7 (▲4.6%)
合計	558	556	551	553	556	▲2 (▲0.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

一般的な行政職員の勤務時間及び休憩、休息時間は次のとおりです。

週の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00		土曜日 日曜日

(2)その他の勤務条件

① 一般職員の年次有給休暇の取得状況

職員の年次有給休暇は、1年(暦年)につき20日あります。なお、年の途中で採用された職員は、採用された日の属する月に応じて2日~20日の年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数(残日数)があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。

平均取得日数(日)	平均消化率(%)
10	28.3

※集計期間は、令和6年1月1日~令和6年12月31日まで

② その他の休暇の種類

職員は必要がある場合、以下の休暇を取得することができます。

令和7年4月1日

種類	種別	休暇の概要	付与日数
病気休暇	—	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合	90日を超えない範囲内において医師の証明等に基づき、必要と認める期間(結核性疾患は1年を超えない範囲内)
生理休暇	—	生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合	2日を超えない範囲内
特別休暇	公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	官公署への出頭	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
特別休暇	結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間
特別休暇	産前・産後休暇	産前:8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 産後:女子職員が出産した場合	産前:出産の日までの申し出た期間 産後:出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
特別休暇	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
特別休暇	出産補助休暇	職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間
特別休暇	育児参加	職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
特別休暇	看護休暇	義務教育修了前(中学校3年生)までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をすることを含む。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 (義務教育修了前までの子が2人以上の場合は、10日の範囲内の期間)
特別休暇	短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う職員が、世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 (要介護者が2人以上の場合は、10日の範囲内の期間)
特別休暇	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者:10日、父母:7日、子:5日、祖父母:3日、孫:1日、兄弟姉妹:3日 等
特別休暇	父母の追悼	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
特別休暇	夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における5日の範囲内の期間
特別休暇	現住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
特別休暇	災害・交通機関の事故 退勤途上の危機回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	妊産婦検診受診	職員が妊産婦検診を受診する場合	妊娠満23週まで:4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで:2週間に1回 妊娠36週から出産まで:1週間に1回
特別休暇	出産サポート	職員が不妊治療等を受診するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	10日を超えない範囲
介護休暇(無給)	—	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回以内で通算して6月の期間

介護時間 (無給)	—	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護のために連続する3年の期間内、1日につき2時間以下
組合休暇 (無給)	—	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	一暦年につき30日を超えない範囲内の期間
育児休業 (無給)	—	当該職員の3歳に満たない子を養育するために必要と認められる場合	当該子が3歳に達する日までの期間において必要と認められる期間

## 8 職員の分限及び懲戒処分に関する事項

### (1) 分限処分(地方公務員法第28条)

分限処分とは、公務の能率を維持する見地から、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を要する場合などに職員の意に反して行う処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

令和6年度における分限処分の状況は下記のとおりです。

処分事由	処分の種類			
	降任	免職	休職	降給
勤務実績の不良	0	0	0	0
心身の故障	0	0	22	0
適格性の欠如	1	0	0	0
廃職又は過員	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0

(注) 休職処分を受けている者の休職期間が延長された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

### (2) 懲戒処分(地方公務員法第29条)

懲戒処分とは、職員に職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、制裁として行うものです。

令和6年度における懲戒処分の状況は下記のとおりです。

	戒告	減給	停職	免職
令和6年度	1人	1人	0人	0人

## 9 職員の服務に関する事項

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この服務の根本基準を忠実に実行するため、地方公務員法では職員に対し以下のような服務上の規制を課しています。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (第32条)
- ② 信用失墜行為の禁止 (第33条)
- ③ 秘密を守る義務 (第34条)
- ④ 職務に専念する義務 (第35条)
- ⑤ 政治的行為の制限 (第36条)
- ⑥ 争議行為等の禁止 (第37条)
- ⑦ 営利企業等の従事制限 (第38条)

## 10 職員の研修の状況

### (1) 職員研修の状況(令和6年度)

研修の種類として、市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)及び市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)派遣のほか、長崎県中都市経営研究会、長崎県市町村行政振興協議会が主催する研修(新規採用職員研修等)、独自研修などがあります。令和6年度の実績は下記のとおりです。

	人 数		
	男 性	女 性	計
令和6年度	202 名	119 名	321 名

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合の短期給付、長期給付及び福祉事業の概要

区 分	実施団体	内 容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間業者に例えると、社会保険、厚生年金等に相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

### (2) 健康管理

職員の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進するために、定期健康診断など次のような取り組みを行っています。

項 目	主な内容	実施時期等
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、血液生化学検査、心電図検査等	9月から11月
ストレスチェック	業務委託業者による実施	10月
メンタルヘルス	専門医による講習会	2年に1回
福利厚生活動	レクリエーション、インフルエンザ予防接種費用助成、医薬品配布等	各1回
カウンセリング	臨床心理士等による、対面メンタルヘルスカウンセリング	年5回

## 12 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
R6年度	千円 943,128	千円 70,361	千円 111,465	% 11.82

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,698千円は含みません。  
純損益は、損益計算書における単年度の純損益を示しています。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 17	千円 65,265	千円 8,212	千円 26,908	千円 100,385	千円 5,905	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
平 戸 市	41.4 歳	362,583 円	492,083 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事 業 者	歳		円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

平 戸 市	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,583 千円	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,620 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

平 戸 市			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
	2~45%加算			2~45%加算	
退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	15,921 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,096 千円	21,274 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

※地域手当は支給されていません。

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

※特殊勤務手当は支給されていません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(R6年度決算)	3,420 千円
職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	263,068 円

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	※職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同		2,079 千円	189,028 円
住居手当		同		1,817 千円	302,750 円
通勤手当		同		1,829 千円	140,715 円
管理職手当		-	国は俸給 の特別調 整額とし て支給	1,128 千円	376,000 円
休日勤務手当		同		381 千円	31,771 円
宿日直手当		同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当		同		18 千円	18,000 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
R5年度	千円 2,405,427	千円 △ 134,381	千円 1,044,709	% 43.43

(注) 純損益は、損益計算書における単年度の純損益を示しています。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 121	千円 488,665	千円 160,805	千円 198,792	千円 848,262	千円 7,010	千円 7,465

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
平戸市	45.2 歳	356,603 円	584,202 円
団体平均	43.8 歳	346,637 円	618,183 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

平戸市		一般行政職	
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,643 千円		1人当たり平均支給額(R6年度) 1,620 千円	
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分	期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

平戸市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		
退職時特別昇給 なし			退職時特別昇給 なし		
1人当たり平均支給額 5,668 千円 18,978 千円			1人当たり平均支給額 5,096 千円 21,274 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

※地域手当は支給されていません。

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		31,568 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		380,340 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R6年度)		68.6 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	放射線(エックス線)業務に従事する職員	放射線(エックス線)作業	勤務1日につき 230円
	放射線業務に従事する診療放射線技師	放射線(エックス線)技術職員	月額 6,000円
	検査業務に従事する臨床(衛生)検査技師	臨床検査(衛生検査)技術職員	月額 3,000円
夜間看護手当	看護師・准看護師	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,550円
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3,100円
		深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,150円
特定看護師手当	特定看護師であって特定行為に従事する職員	特定行為に係る業務	特定行為区分1件につき月額 1,000円
有資格者特別手当	社会福祉士の業務に直接従事する職員	社会福祉士に係る業務	月額 10,000円
	介護支援専門員の業務に従事する職員	介護支援専門員に係る業務	月額 3,000円
処遇改善手当	看護師・准看護師	看護職員処遇改善評価料の算定対象である病院に勤務する看護師及び准看護師業務	月額 12,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R6年度決算)	12,909 千円
職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	131,721 円

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)
扶養手当	※職員の手当の状況(6)その他の手当参照	同		17,374 千円	280,222 円
住居手当		同		6,089 千円	276,774 円
通勤手当		同		10,971 千円	105,490 円
管理職手当		-	国は俸給の特別調整額として支給	12,227 千円	509,467 円
休日勤務手当		同		0 千円	0 円
夜間勤務手当		同		6,699 千円	126,389 円
宿日直手当		同		33,073 千円	870,329 円

(3) 交通船事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
R6年度	千円 276,357	千円 18,806	千円 83,307	% 30.14

(注) 純損益は、損益計算書における単年度の純損益を示しています。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B		
R6年度	人 11	千円 34,532	千円 12,024	千円 17,658	千円 64,214	千円 5,838	千円 6,472

(注) 1 職員手当には退職手当は含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
平 戸 市	41.7 歳	331,470 円	486,470 円
団 体 平 均	52.0 歳	323,064 円	521,475 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

平 戸 市		一 般 行 政 職	
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,605 千円		1人当たり平均支給額(R6年度) 1,620 千円	
(R5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分		(R5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 )月分 ( 1.000 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

平 戸 市			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		
退職時特別昇給 なし			退職時特別昇給 なし		
1人当たり平均支給額 - 千円 9,122,447 千円			1人当たり平均支給額 5,096 千円 21,274 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

※地域手当は支給されていません。

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		1,901 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		211,261 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R6年度)		81.8 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	海事職給料表の適用を受ける職員	船舶が航海を行う日について、船長として乗り組む業務	1航海 200円 半航海 100円
		船舶が航海を行う日について、機関長として乗り組む業務	1航海 100円 半航海 50円
		安全統括管理者及び運行管理者の業務	月額 10,000円
		船舶に乗り込む職員の業務に対する食糧として	1航海 140円 半航海 70円
		船舶が航海を行う日に乗り組む業務	1航海 200円 半航海 100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R6年度決算)	5,630 千円
職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	625,592 円

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)
扶養手当	※職員の手当の状況(6)その他の手当参照	同		1,851 千円	264,429 円
住居手当		同		628 千円	209,333 円
通勤手当		同		434 千円	108,600 円
管理職手当		異	国は俸給の特別調整額として支給	648 千円	324,000 円
休日勤務手当		同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当		同		72 千円	72,000 円
宿日直手当		同		9 千円	8,800 円